

医療については、病院がなく、各島に村立の「へき地診療所」があり、1名ずつ看護師が常勤しています。また常駐医師が鹿児島赤十字病院から3ヶ月交代で長期派遣され、中之島を拠点に上4島の巡回診療をしています。また、下3島については、中之島の常駐医師以外の鹿児島赤十字病院の医師が月2回程度巡回して住民の診療にあたっています。その他、鹿児島こども病院による小児診療や鹿児島大学による眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、歯科など特定診療科の診療も行われています。

介護については、平成24年度から宝島で「小規模多機能ホームたから」が開所し「島民が住み慣れた島でいつまでも生活できる村づくり」を目標に、他の島への波及も目指しています。

○十島村の医療施設や状況を表にしました。

| 項目 | 口之島 | 中之島 | 平島 | 諏訪之瀬島 | 悪石島 | 小宝島 | 宝島 |
|--------------|---|-----|----|-------|---------------------------------------|-----|----|
| 病院 | | | | | | | |
| 診療所 (# 1) | | | | | | | |
| 看護師 (# 2) | | | | | | | |
| 医師 | 鹿児島赤十字病院の医師が中之島診療所を基点に毎月巡回します。 中之島については、常駐医がいます。(3ヶ月交代で医師が本土から派遣されます。) | | | | 鹿児島赤十字病院の医師が定期船利用により、鹿児島市から毎月巡回診療します。 | | |
| 救急車 | | | | | | | |
| 急患事の輸送 (# 3) | | | | | | | |

1 各島には村立のへき地診療所があります。

2 へき地診療所には、1名ずつ看護師が常勤しています。

3 診療所の機材や薬剤の種類は限られるため、医療面についてご心配な方は事前に役場または診療所までご相談ください。

4 急患搬送の場合、ドクターヘリ（口之島、中之島のみ）、鹿児島県防災ヘリ、海上自衛隊の救難ヘリを利用しています。



★子育て支援内容

| <p>十島村 ミルク紙 おむつ 支給事業</p> | <p>○事業趣旨 子育てに要する費用の一部を助成し、子育てに係る経済的な負担を軽減</p> <p>○対象者 助成の対象者は、本村に住所を有し、2歳未満の子を監護養育する保護者</p> <p>○受給資格登録申請 助成金の交付を受けようとする場合は、登録が必要。ミルク・紙オムツ支給事業資格登録申請書を村長に提出し申請</p> <p>○助成金の額 助成金の支給要件及び対象者要件及び助成金の額は、次の通り</p> <table border="1" data-bbox="279 481 1442 616"> <thead> <tr> <th>助成支給要件</th> <th>対象者要件</th> <th>助成金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ミルク</td> <td>対象児が生後1歳に到達する月まで</td> <td>月額2,000円を上限額とし実費負担額</td> </tr> <tr> <td>2 紙オムツ</td> <td>対象児が生後2歳に到達する月まで</td> <td>月額5,000円を上限額とし実費負担額</td> </tr> </tbody> </table> <p>○助成金の請求及び支給 助成金を受けようとする場合は、ミルク・紙オムツ支給事業助成金請求書に領収書を添えて、購入日から6ヶ月以内に十島村役場住民課に提出</p> | 助成支給要件 | 対象者要件 | 助成金の額 | 1 ミルク | 対象児が生後1歳に到達する月まで | 月額2,000円を上限額とし実費負担額 | 2 紙オムツ | 対象児が生後2歳に到達する月まで | 月額5,000円を上限額とし実費負担額 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---------------------|---------|-------|------------------|------------------|---------------------|--------------------|------------------|---------------------|------------------|----------|----------|--------|---------|-----|------------------|------|----------|--------------------|----------|----------|------------------|----------|----------|
| 助成支給要件 | 対象者要件 | 助成金の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 ミルク | 対象児が生後1歳に到達する月まで | 月額2,000円を上限額とし実費負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 紙オムツ | 対象児が生後2歳に到達する月まで | 月額5,000円を上限額とし実費負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>十島村 産後 ケア事業</p> | <p>○目的 出産後の母子を一定期間、医療機関又は助産所に入院又は入所させて母子を保護し、保健指導等のサービスを提供することにより、産後の母体の回復と育児不安の解消を図る。</p> <p>○対象者 事業を利用することができる者は、出産直後の産婦及び新生児であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産褥期の身体機能の回復について不安をもち、保健指導を必要とする者 (2) 初産婦であって、育児不安が高く、保健指導を必要とする者 (3) 産後の経過に応じた休養や栄養の管理等、日常生活面について保健指導を必要とする者 <p>○事業の利用期間 事業を利用できる期間は、原則として14日までとするが、母子の状況により引き続き事業の利用が必要と認められる場合には、14日を超えて利用することができる。</p> <p>○保健指導の内容 医療機関又は助産所で行う保健指導の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導 (2) 乳房管理 (3) 沐浴や授乳等育児指導 (4) その他必要とする保健指導 <p>○利用の申請及び決定・却下・利用期間の延長 事業を利用しようとする者は、十島村産後ケア事業利用申請書を住民課に提出（利用の申請は、事前に村保健師等に相談し、本人又はその家族が行うことが原則）</p> <p>(利用料)</p> <p>(1) 基準額</p> <table border="1" data-bbox="279 1635 1442 1814"> <thead> <tr> <th>利用者の区分</th> <th>利用者の負担額</th> <th>委託料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 生活保護の受給世帯に属する者</td> <td>0円/日</td> <td>18,000円/日</td> </tr> <tr> <td>イ 市町村民税の非課税世帯に属する者</td> <td>3,000円/日</td> <td>15,000円/日</td> </tr> <tr> <td>ウ ア及びイ以外の世帯に属する者</td> <td>9,000円/日</td> <td>9,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算額 ・利用料の減免を受けようとする者は、十島村産後ケア事業利用料減免申請書を申請</p> <table border="1" data-bbox="279 1881 1442 2060"> <thead> <tr> <th>利用者の区分</th> <th>利用者の負担額</th> <th>委託料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 生活保護の受給世帯に属する者</td> <td>0円/日</td> <td>4,000円/日</td> </tr> <tr> <td>イ 市町村民税の非課税世帯に属する者</td> <td>2,000円/日</td> <td>2,000円/日</td> </tr> <tr> <td>ウ ア及びイ以外の世帯に属する者</td> <td>2,000円/日</td> <td>2,000円/日</td> </tr> </tbody> </table> | 利用者の区分 | 利用者の負担額 | 委託料 | ア 生活保護の受給世帯に属する者 | 0円/日 | 18,000円/日 | イ 市町村民税の非課税世帯に属する者 | 3,000円/日 | 15,000円/日 | ウ ア及びイ以外の世帯に属する者 | 9,000円/日 | 9,000円/日 | 利用者の区分 | 利用者の負担額 | 委託料 | ア 生活保護の受給世帯に属する者 | 0円/日 | 4,000円/日 | イ 市町村民税の非課税世帯に属する者 | 2,000円/日 | 2,000円/日 | ウ ア及びイ以外の世帯に属する者 | 2,000円/日 | 2,000円/日 |
| 利用者の区分 | 利用者の負担額 | 委託料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 生活保護の受給世帯に属する者 | 0円/日 | 18,000円/日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 市町村民税の非課税世帯に属する者 | 3,000円/日 | 15,000円/日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ ア及びイ以外の世帯に属する者 | 9,000円/日 | 9,000円/日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者の区分 | 利用者の負担額 | 委託料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ア 生活保護の受給世帯に属する者 | 0円/日 | 4,000円/日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 市町村民税の非課税世帯に属する者 | 2,000円/日 | 2,000円/日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ ア及びイ以外の世帯に属する者 | 2,000円/日 | 2,000円/日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



| <p>十島村 体験 保育費 助成 事業</p> | <p>○趣旨 十島村の地理的条件や保育機関のない現状を踏まえ、体験保育に係る費用を助成し、子育てに係る経済的な負担を軽減</p> <p>○対象者 助成の対象者は、十島村に住所を有し、村外保育機関で体験保育を受ける未就学児の保護者</p> <p>○利用申請 この助成金の交付を受けようとする者は、体験保育費助成事業利用申請書を住民課に提出 (助成金の額) 助成金の支給要件及び助成金の額は、次の合計額（10円未満の端数は切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="263 533 1439 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="263 533 443 566">助成支給要件</th> <th data-bbox="443 533 1439 566">助成金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="263 566 443 763">1 交通費</td> <td data-bbox="443 566 1439 763"> 1 十島村船舶使用料条例に規定する2等運賃額の島民割引を利用したときの額。 ただし、自動車航送に係る運転者は除く 2 対象児及び保護者1名分の合計額 3 他の補助制度や事業により旅費等が支給される場合は除く 4 助成金の額は実際に要した額と上記1～3に掲げる額を比較して少ない方の額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 763 443 891">2 宿泊費</td> <td data-bbox="443 763 1439 891"> 1 十島村滞在費用助成事業実施要綱に規定する宿泊費実費額 2 対象児及び保護者1名分の合計額 3 宿泊日数は10泊を限度 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 891 443 981">3 利用料</td> <td data-bbox="443 891 1439 981"> 1 体験保育に係る利用料実費額 2 利用日数は10日を限度 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※体験保育の利用に係る助成回数は、年度内において12回を上限</p> | 助成支給要件 | 助成金の額 | 1 交通費 | 1 十島村船舶使用料条例に規定する2等運賃額の島民割引を利用したときの額。 ただし、自動車航送に係る運転者は除く 2 対象児及び保護者1名分の合計額 3 他の補助制度や事業により旅費等が支給される場合は除く 4 助成金の額は実際に要した額と上記1～3に掲げる額を比較して少ない方の額 | 2 宿泊費 | 1 十島村滞在費用助成事業実施要綱に規定する宿泊費実費額 2 対象児及び保護者1名分の合計額 3 宿泊日数は10泊を限度 | 3 利用料 | 1 体験保育に係る利用料実費額 2 利用日数は10日を限度 |
|--|--|--------|-------|-------|---|-------|--|-------|----------------------------------|
| 助成支給要件 | 助成金の額 | | | | | | | | |
| 1 交通費 | 1 十島村船舶使用料条例に規定する2等運賃額の島民割引を利用したときの額。 ただし、自動車航送に係る運転者は除く 2 対象児及び保護者1名分の合計額 3 他の補助制度や事業により旅費等が支給される場合は除く 4 助成金の額は実際に要した額と上記1～3に掲げる額を比較して少ない方の額 | | | | | | | | |
| 2 宿泊費 | 1 十島村滞在費用助成事業実施要綱に規定する宿泊費実費額 2 対象児及び保護者1名分の合計額 3 宿泊日数は10泊を限度 | | | | | | | | |
| 3 利用料 | 1 体験保育に係る利用料実費額 2 利用日数は10日を限度 | | | | | | | | |
| <p>十島村 子ども 医療費 助成 事業</p> | <p>○目的・内容 子どもの疾病の早期治療の促進、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図るため、子どもの医療費の一部負担金に対して助成</p> <p>○対象者 小学校入学時の4月1日から中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの十島村に住所を有する子ども</p> <p>○申請者 親権を行う者、後見者その他の者で子どもを被扶養者としている者</p> <p>○申込み窓口 十島村役場住民課</p> <p>○必要な届出 受給資格者は、毎年7月中に「受給資格更新申請書」を提出。更新申請をしなかった場合、7月末日で受給資格を喪失 また、次のような異動があった場合、速やかに届ける必要あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 加入している医療保険に変更があったとき 2) 住所に変更があったとき 3) 受給者に変更があったとき 4) その他届出事項に変更があったとき <p>○利用手続き 制度を利用するには、申請を行い受給資格者証の交付を受ける必要あり</p> <p>※必要書類等 保護者と子どもの健康保険証（コピー可） 届出に押印が必要</p> <p>○資格開始月日 原則として申請を受理した日から 登録になると受給資格者証が交付されるので、医療機関にかかった際の医療費について証明を受け（領収も可（1ヶ月毎）、役場に給付の申請</p> | | | | | | | | |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>妊婦健診 船運賃等 助成事業</p> | <p>○目的 十島村の地理的条件や医療機関等のハンディを踏まえ、少子化時代に対応した妊婦健診に伴う自己負担の軽減を図る。</p> <p>○申込窓口 十島村役場住民課</p> <p>○対象者 十島村に居住し住民登録を有する者</p> <p>○助成内容及び助成額</p> <p>①妊婦検診を受診する際の交通費及び宿泊費の助成に要した経費（船賃として往復島発割引料金及び宿泊料5,400円（2泊） （2泊）</p> <p>②出産に備え、島外の出産する場所に事前に待機する際の交通費（十島村船舶使用料条例に規定する島発往復運賃）及び1泊5,400円を上限とする宿泊料（5泊を超える場合は、村が指定する助産院等の宿泊施設を利用することとし、上限額は30万円以内）</p> <p><手続き方法></p> <p>①この制度を利用する場合は、妊婦健診船運賃等助成金支給申請書に ア. 妊婦一般健康診査受診票の写し又は医療機関の領収書の写し イ. 宿泊費の領収を添えて1ヶ月以内に提出</p> <p>②審査のうえ、助成金の額が決定したら、役場から妊婦健診船運賃等助成金支給決定通知書を通知</p> <p>③妊婦健診船運賃等助成金支給決定通知書を受けたら、妊婦健診船運賃等助成金支給請求書を提出</p> |
|-------------------------------|---|



本校5校と分校2校が小学校・中学校併設で設置されています。

学校規模は小さい中に、「生きる力を育む心豊かな人づくり」を基本目標に、地域風土の伝統や環境を生かした学校経営の充実と基礎学力の定着・向上を目指し、21世紀を生きる人間性豊かでたくましい児童生徒の育成に努めています。

極小規模校にあって、「個性を生かす指導」「個に応じた指導」に裏打ちされた交流学习事業、山海留学生事業の実施による学校の活性化を図るとともに、見聞を広め、自立心の向上を目指した「海外派遣ホームステイ事業」も実施するなど、地域コミュニティの中心として一隅を照らす十島の学校の発展に努めています。

教育

○学校の種別

| 学校 | 口之島 | 中之島 | 平島 | 諏訪之瀬島 | 悪石島 | 小宝島 | 宝島 |
|---------|-----|-----|----|-------|-----|-----|----|
| 小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 本校・分校の別 | 本校 | 本校 | 本校 | 分校 | 本校 | 分校 | 本校 |
| 中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 本校・分校の別 | 本校 | 本校 | 本校 | 分校 | 本校 | 分校 | 本校 |

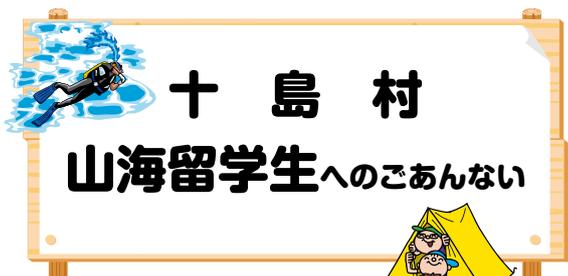
※小中併設複式学級になります。

★教育に関する支援内容

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 育英奨学 資金貸付 | <p>十島村に住所を有する者の子弟に対して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸付利率 無利子 2. 貸付期間 10年以内 3. 奨学金の額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高等学校・専修学校に在学している者 月額 12,000円 (2) 大学・短期大学に在学している者 月額 20,000円 (3) 大学の医学部、歯学部及び高等看護学校等に在学している者 月額 100,000円 |  |
| 高校生 学費支 援金付 | <p>平成24年度からスタートした、高校未設置の離島に住む高校生へ補助</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 十島村に居住する保護者が養育する十島村の中学校を卒業した者 (2) 毎年4月10日現在で高校等に在籍している者 (3) 自宅外通学者で、高校等に通学するための下宿等を利用している者 (4) 高校等に入学して36月以内の者。ただし、定時制及び通信制は48月以内 2. 支援内容等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下宿 部屋代等の経費 月額7万(上限) (2) 学校寮 学校設置者が運営する寮で、寮費等の経費 月額6万(上限) (3) アパート 家賃等の経費(共益費は含まない。) 月額5万(上限) (4) 親せき宅等 家主に支払う家賃等の経費 月額6万(上限) (5) 交通費 <ol style="list-style-type: none"> ア. 帰省 旅客運賃等の経費(2回以内)(村営定期船の2等往復旅客賃) イ. スクーリング 旅客運賃及び宿泊費の経費(村営定期船の2等往復旅客賃、村条例旅費規定に基づく市内宿泊費5,400円) (6) 支援金の支払い 前期(4~9月)と後期(10月~3月)の年2回とし、5月末と10月に一括して支給 | |
| 海外 ホーム ステイ 補助事業 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象者 十島村に住所を有する小学校5年生以上の児童・生徒及び十島村の小中学校に3年以上在籍したことの小学5年生以上の児童・生徒又は高校生 2. 支援内容 小遣い、電話代、郵便料金、任意の海外旅行保険を除く次の費用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 十島村とホームステイ地の往復に要する交通費(空港税等を含む。) (2) ホームステイの日程で指定されている団体行動に要する活動費 (3) ホームステイ先の居住以外の宿泊施設における宿泊費 (4) 通訳、ガイド及び添乗員の利用に要する経費 (5) その他村長が必要と認める経費 3. 補助金の額 支援内容に規定する補助対象経費の10分の10の額(当該額に1,000円未満があるときは、当該端数を切り捨てた額) |  |

○山海留学制度

- (1) 村では活気のある学校や地域づくりのため、村外、県外より山海留学生を受け入れています。
- (2) 山海留学制度に関する問い合わせは、十島村教育委員会事務局まで（TEL 099-227-9771）



七つの島々の学校で
あなたも
学び・遊び
ひたってみませんか!!



こんな願いをかなえてみたいな!!



自然とのふれあい 不自由との出会い
勉強が分かりたい 個別指導を受けたい
人間関係づくりを深めたい などなど



十島村は、交通手段が、ちょっと不便かもしれません。

生活環境が、ちょっと不自由かもしれません。

だからこそ、ここには、どっぷり浸（ひた）れるものが、そして、今こそ生き抜く力として大事なものがあります。それは、優しいけれど、時として厳しさを教える自然との出会いです。また、学びに深みを求められることと、徹底した個別指導が受けられることです。

かりに、病気やその他の理由で学校に行けなくて、勉強が分かりたいのに遅れを取り戻す機会がなくて困っていたり、もっと先生とじっくり学びたいのに、今の学校ではそれがなかなか実現できにくいと感じていたりするとすれば、ここ十島村にはその機会（チャンス）がひそんでいます。さらに、人となじみたいのだけれど、大人数だとやや苦手だなと思っているとしたら、少人数の中で「人間っていいな、人間ってすてたもんじゃないな」と感じられる環境があります。生きる自信を身に付けたり、取り戻したり、また、不自由との出会いの中で本物の自由を感じ取るために、一年間（それ以上も可）行ってみませんか。

対象：小学校及び中学校
(兄弟・姉妹でも可)

【問い合わせ】

鹿児島県鹿児島郡
十島村十島村教育委員会
TEL 099-227-9771



保護者の里親への負担

小学生：月額 23,000 円
中学生：月額 25,000 円



※里親に支払う負担額のうち、
60,000 円は十島村が補助します。

兄弟姉妹で留学した場合、里親への負担額のうち、更に 6,000 円を補助します。
上記の金額のほかは、学校給食費・校納金を別途支払うのみです。

